

福祉サービス第三者評価の結果

令和4年3月18日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設弘前愛成園	種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 佐藤 優輝	開設 年月日	明治35年11月3日		
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人愛成会	定員	42名	利用人数	35名 (令和3年4月1日現在)
所在地	〒036-8154 青森県弘前市豊原1丁目1-3				
連絡先電話	0172-33-5231	FAX電話	0172-36-4443		
ホームページアドレス	https://aiseikai1902.wixsite.com/aiseien				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	(受審履歴)			
	2回	平成26年度、平成29年度			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p><法人の基本理念> 「愛・行動・感謝」</p> <p><施設の養護理念> 「子ども一人ひとりをかけがいのない存在として大切に育む」</p> <p><生活指導目標> 1、素直な心を養う 2、健康な体をつくる 3、自主・自律性を培う</p> <p>創設者が孤児救済のために私財を投じ、明治35年に東北育児院を創設して以来、119年にわたって創設者の意志を受け継ぎ、「子ども一人ひとりをかけがいのない存在として大切に育む」を養護理念のもと、各専門スタッフが連携し、様々な事情を抱えた子どもたちに安心安全な生活の提供をしています。</p>
---------	--

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事								
<p>・地域小規模児童養護施設『楽』計画 ・地域小規模児童養護施設『和』計画 ・家庭支援 ・心理療法 ・里親支援 ・個別対応 ・スーパービジョン ・保健・衛生 ・防災訓練 ・施設機能強化推進事業 ・給食業務 ・実習生受け入れ</p>	<p>・花見 ・防災訓練 ・じゃがいもの植え付け・収穫 ・北村技術交流会 ・宵宮 ・七夕 キャンプ ・遠足 ・ねぶた観覧・運行参加 ・流しそうめん ・アップルマラソン参加 ・施設交流野球大会</p>								
<p>その他特徴的な取組</p>	<p>【小規模化・地域分散化に向けた取り組み】 新しい社会的養育ビジョンに基づき、本体施設の定員の削減と、地域小規模児童養護施設2施設の運営に取り組み、家庭的な環境での養育を行っています。また、令和6年度の本体施設のユニット化に向けた準備を進めています。</p> <p>【地域の子育て支援の中核的な存在を目指した取り組み】 児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、子どもや家庭の相談に応じるとともに、夜間や休日の保育ニーズに対応するため、トワイライトステイ事業を実施しています。また、青森県社会的養護自立支援事業に取り組み、里親や児童養護施設等の退所を控えた子どもや退所した子どもの自立を支援しています。これらの事業と児童養護施設での養育・支援を通して、地域の子育て支援の拠点となるべく児童福祉事業に取り組んでいます。</p>								
居室概要	居室以外の施設整備の概要								
<p>・応接室 ・事務室 ・相談室 ・医務室 ・静養室 ・面会室 ・機械室 ・機械室 ・アリーナ ・会議室 ・プレイルーム ・食堂 ・厨房 ・休憩室 ・工芸室 ・職員室 ・幼児居室 ・寝室 ・調理室 ・浴室 ・ボイラー室 ・リネン室 ・乾燥室 ・洗濯室</p>	<p>・冷暖房装置 ・緊急連絡放送装置 ・防犯カメラ ・自動施錠 ・開錠装置 ・自動火災報知機 ・AED</p>								
<p>職員の配置（令和3年4月1日現在） 48名</p>									
職 種	人 数				職 種	人 数			
園長	1	常 勤	0	非常勤	個別対応職員	1	常 勤	0	非常勤
副園長	1	常 勤	0	非常勤	事務職員	1	常 勤	0	非常勤
児童支援員	8	常 勤	0	非常勤	看護職員	2	常 勤	0	非常勤
保育士	18	常 勤	0	非常勤	栄養士	1	常 勤	0	非常勤
里親支援専門相談員	1	常 勤	0	非常勤	調理員	4	常 勤	0	非常勤
家庭支援専門相談員	2	常 勤	0	非常勤	宿直専門員	0	常 勤	4	非常勤
用務員	0	常 勤	1	非常勤	医師（内科、歯科）	0	常 勤	2	非常勤
心理療法担当職員	1	常 勤	0	非常勤					

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

【養育・支援の質の向上に向けた組織的な取り組み】

職員の意見を集約した部門毎の具体的な事業計画書を策定し、取り組みの成果と次年度に向けた課題を整理した事業報告書を作成しています。また、養育・支援の向上に向けた各種委員会の設置、各種会議や園内研修の開催により、さまざまな職種が横断的に関わり合いながら養育・支援に取り組む体制があります。

【子どもに寄り添った支援】

子どもが不適応行動を起こす背景の理解に努めるとともに、職員が対人援助における自己覚知に取り組むことにより、援助者としての専門性の向上と子どもとの信頼関係の構築を図っています。また、SHELモデルを導入して子ども同士の関係性に目を配り、支配、被支配の関係に陥る前に職員が介入して防止するよう努めています。

【人材確保と定着に向けた取り組み】

人材の確保と定着への課題に対して、実習生を積極的に受け入れているほか、手当の創設や奨学金返済への補助、養成校と連携した奨学金の創設等、課題解決に向けた具体的な取り組みにより、効果的な採用活動に取り組んでいます。

◎改善を求められる点

【子どもや保護者への継続的な周知への取り組み】

子どもや保護者への周知の取り組みとして、「理念・基本方針」、「事業計画」、「プライバシー保護の取り組み」、「苦情解決の仕組み」、「相談方法」、「個人情報保護の取り組み」、「利用開始・変更に際しての同意・自己決定」等、多岐にわたる観点で、周知に取り組むことが期待されます。

【職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みづくり】

人材育成方針に明示した、階層別の「期待される職員像」に近づくために、職員一人ひとりの知識・経験等に応じた目標を設定し、施設長がその進捗状況や目標達成度の確認を行うことが期待されます。

【養育・支援の実施方法についての共通理解への取り組み】

事業計画に記載した「倫理綱領」、「子どもとの関りで大切にすること」が、養育・支援全般に及ぶものとなるよう、「標準的な実施方法」の策定を検討することが期待されます。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

日頃の取組を評価していただいたことでモチベーションの向上につながった。

今後は、今回の調査で明らかになった改善点や、いただいた助言を全職員で共有し、話し合いを重ねることでよりよい施設運営を目指したい。

ご指摘いただいた標準的な実施方法の作成については、すでに子どもたちへの関わりを含む、全ての業務について項目を洗い出す作業に入っている。その項目ごとに業務に対する疑問や、現在までの困った経験等を職員から募り、疑問や困りごとに対応できるマニュアルの完成を目指していく。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	〒030-0822 青森市中央3-20-30
	事業所との契約日	令和3年7月5日
	評価実施期間	令和3年9月27日／令和3年10月7日
	事業所への調査結果の報告	令和4年3月2日

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念である「愛・行動・感謝」を基に、施設の養護理念を「子ども一人ひとりをかけがいのない存在として大切にはぐくむ」とし、パンフレットやホームページ、事業計画書等に記載しています。理念は職員室や事務室に掲示するとともに、園内研修や職員会議を通じて職員に周知しています。子どもや保護者には、パンフレットを配布し、子供向けの「生活のしおり」には、分かりやすい言葉で記載していますが、継続した周知が十分とはいえません。</p> <p>玄関等への理念の掲示や、「生活のしおり」、園だよりへの掲載等、子どもや保護者に対する継続した周知への取り組みが期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>全国及び青森県の児童養護施設協議会に加盟するとともに、福祉新聞の業界誌を購読する等して、業界全体の動向を把握しています。児童家庭支援センターの運営や社会的養護自立支援事業に取り組み、事業を通して養育・支援のニーズや潜在的に支援を必要としている子どもの情報を収集しています。また、利用児童の傾向や利用率を分析し、施設経営に反映しています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>児童養護施設の小規模化、地域分散化による職員体制や人材育成についての課題を明確にして法人の役員と共有し、職員会議を通じて職員にも周知しています。特に人材の確保と定着が深刻な課題であるとし、手当の創設や奨学金返済への補助、養成校と連携した奨学金の創設等、課題解決に向けた具体的な取り組みが進められています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>2020年度から2029年度までの10年間を計画期間とする推進計画を策定しています。計画には、施設の小規模化や地域分散化、高機能化、人材育成についての取り組み、年度毎の定員数や改修工事等の計画が記載されていますが、財務面での裏付けとなる収支計画の策定には至っていません。推進計画は、国の方針に沿って随時見直しが行われています。</p> <p>中・長期計画の財政面での裏付けとなるよう、暫定の措置費等に基づき、大枠の収支計画を策定することが期待されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期事業計画の内容を反映した具体的な単年度計画を策定しています。単年度事業計画には、各部門毎の具体的な取り組み内容や実施時期が明記され、進捗状況を確認できる内容となっています。中・長期の収支計画が策定されていないため、単年度計画に中・長期計画が十分反映されているとはいえません。</p> <p>中・長期収支計画を作成し、単年度収支予算に反映させることが期待されます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定期間や手順が定められ、部門毎に意見を集約して計画を策定し、年度末の職員会議で検討されています。策定した事業計画は、職員会議で配布して周知するとともに、ネットワークシステムにより、いつでも閲覧可能となっています。計画の進捗管理は、毎月の職員会議や運営会議を通して行われ、必要に応じて見直しする体制があります。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもには、フロア毎のホームルームで行事予定等を説明しています。保護者には、年2回広報誌を送付し、施設の取り組み状況をお知らせしていますが、家庭の状況を考慮し、事業計画は送付していません。</p> <p>事業計画のダイジェスト版を作成したり、年間の予定を園だよりに掲載する等、保護者への分かりやすい周知方法を検討され、可能な範囲で配布することが期待されます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>施設内に、「より適切な養育」、「性・生教育」、「給食」等の委員会を設置するとともに、園内研修、フロア会議、運営会議、職員会議等を開催し、組織的に養育・支援の向上に取り組んでいます。全国養護施設協議会の「人権擁護チェックリスト」による自己評価や第三者評価の自己評価に取り組むとともに、定期的に第三者評価を受審していますが、評価結果について分析・検討する場が明確になっていません。</p> <p>自己評価や第三者評価結果を分析・検討する場を施設として位置づけ、組織的に改善に向けた取り組みが実施される体制を整備することが期待されます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>自己評価結果や第三者評価結果に基づいて、マニュアル等の作成や見直しをするとともに、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいます。第三者評価委員会を設置していますが、評価結果から得られた課題を文書化し、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定するには至っていません。</p> <p>自己評価や第三者評価から得られた課題を文書化して共有し、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定することが期待されます。また委員会で検討した内容について記録を残すことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設の経営・管理に関する方針を事業計画において明確にしています。施設長の役割と責任については、組織図、事務分掌に明記し、会議や園内研修を通して職員に周知しています。有事の役割と責任、不在時の権限委任については、職務分掌に明記しています。園の広報誌に施設長の方針を掲載して表明しています。</p> <p>園だよりに施設長の方針が掲載されていますが、ホームページにも掲載し、広く周知してはいかがでしょうか。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、自治体からの通知や業界誌、外部研修、法人の施設長会議等を通して、遵守すべき法令の理解に努めています。職員には職員会議や園内研修を通して虐待防止法や労働関係法等の遵守すべき法令等を周知するとともに、ファイリングして事務室や職員室に設置し、回覧しています。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、各フロアを見回ったり、毎月の職員会議、運営会議等に参加して養育の現状を把握し、評価分析を行っています。また、施設内に「より適切な養育」、「性・生教育」等の委員会を設置し、職員の意見を反映した養育・支援の向上に取り組むとともに、園内研修を実施しています。施設長は自らが現場で培った経験を活かしてスーパーバイズを行う等、指導力を発揮しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、人事、労務、財務の状況を把握し、配置基準を超えた人員配置や学生アルバイト、宿直専門職員の配置等により、職員の働きやす環境整備に取り組んでいます。また、法人本部に働きかけて職員の処遇改善を図っています。経営改善への意識を共有するため、運営会議や職員会議のほか、部門毎の会議や各種委員会を設置し、自らも会議に参加して指導力を発揮しています。また、運営会議には事務系の職員も出席し、施設の職員全体で効果的な施設運営に取り組んでいます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成方針を作成し、階層別に期待される職員の役割と技術を定めています。また、人事管理手順を作成し、専門職の配置等の人員体制基準を定めています。施設の小規模化・地域分散化により、職員の増員が図られ、十分な人材が確保されています。福祉人材の確保については、積極的な実習生の受入れや養成校への奨学金の創設等、効果的な採用活動に取り組んでいます。また、加算の対象となる専門職員を配置し、人員体制の充実を図っています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成方針に階層別に期待される職員の役割と技術を定め、職員自らが将来の姿を描ける仕組みがあります。給与規程や人事考課規程を職員に周知し、人事考課規程に基づいて職員の職務に関する成果や貢献度等を評価し、考課結果は施設長から個別に職員に伝えています。また、職員処遇の水準を他施設と比較・検討し、処遇改善に取り組んだり、年1回の職員との個人面談により職員の意向や意見を把握し、業務改善策の検討を行っています。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>施設長が職員の労務管理を行っており、有給休暇の取得状況や時間外労働の状況を把握しています。施設長との個別面談により職員のメンタルヘルスに気を配るとともに、職員の意向を聴取しています。有給休暇の5連休年2回の取得や男性職員の育休取得を奨励し、ワークライフバランスに配慮しています。また、処遇改善加算につながる研修会の受講、職員の奨学金返済の補助、アルバイトや宿直専門職員の配置、夜勤帯の導入等により、人材の確保と定着の観点から職員が働きやすい職場作りに取り組んでいます。</p> <p>働きやすい職場として施設の魅力を外部にアピールするために、「くるみん」や「プラチナくるみん」の認証に取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>人材育成方針に階層別に期待される職員の役割と技術を定め、職員自らが将来の姿を描ける仕組みがあります。施設長との年1回の面談を通して、自身の取り組みを振り返る機会が設けられていますが、職員一人ひとりが目標を設定し、達成度の確認を行う仕組みの構築には至っていません。</p> <p>階層別の「期待する職員像」に近づくための職員一人ひとりの目標を設定し、設定した目標について、中間面接、期末面接を行う等、達成状況の確認を行うことが期待されます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画及び人事管理マニュアルに施設の求める職員像や必要とされる専門職を明示するとともに、人材育成方針に階層別に期待される職員の役割と技術を定めています。年度毎に研修計画を作成し、階層別の人材育成目標レベルとそれに対応した内部研修及び外部研修が実施されています。研修計画は必要に応じて見直しを行い、次年度の研修計画に反映しています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの経験や専門資格を把握し、新任職員をはじめ、階層別、専門職別に外部研修・内部研修を行っています。外部研修の情報は回覧等で周知し、参加を奨励しています。職員一人ひとりの研修履歴をデータ化し、必要な研修機会が確保されています。現場では、主任やフロアリーダーが職員の言動や対応に対するOJTを行うとともに、職員に対するスーパービジョンを担当する職員を配置し、いつでも相談できる体制を整備しています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生受入マニュアルが整備され、人材育成の方針を明文化しています。年間を通して、保育士や社会福祉士、給食管理等の実習を積極的に受け入れ、専門職種の特性に配慮した実習を行っていますが、職種別の具体的なプログラムはマニュアルに明記されていません。社会福祉士実習指導者は養成校との会議や実習後の報告会に出席し、効果的な実習プログラムについて学ぶ機会を設けています。実習期間中は養成校の教員の訪問を受け入れ、連携を図っています。</p> <p>実習生受入マニュアルには、受入担当窓口、子どもや保護者への事前説明、職員への事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されることが望まれます。また、実習生の職種に配慮したプログラムについて、職種別に文書化することが望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人ホームページに法人及び施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、決算、予算の情報が公開されていますが、第三者評価の受審結果及び苦情相談の体制や対応状況は公開されていません。施設見学の受け入れや学校の PTA 活動への参加、パンフレットや広報誌の配布を通して地域に施設の役割を周知しています。また、タイムリーな情報や施設行事の様子等を随時更新できるように施設のホームページをリニューアルし、効果的な情報公開に取り組んでいます。</p> <p>第三者評価の受審結果、苦情相談の受付体制と対応状況について、ホームページで公開することが期待されます。また、事業報告書は最新のものを掲載されることが望まれます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長の統括のもと、庶務及び施設会計の担当者を配置し、法人の経理規程に基づいて事務、経理が行われています。金銭の受払や経理については、毎日複数の職員による現金出納残高の確認を行っています。また、建物備品の管理マニュアルには、取引等のルールが明確にされており、職員に周知されています。法人では、監事による監査のほか、外部の公認会計士による監査を実施していますが、外部監査結果や指摘事項に基づいた経営改善に取り組まれているかどうかは、確認することができませんでした。</p> <p>法人で実施した、外部監査の結果や指摘事項に基づいた経営改善の取り組みについて、施設内においても把握されることが望まれます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>ねふた祭りやアップルマラソン等の地域行事や町内行事への参加を支援しています。また、企業や個人からの寄付や施設行事への協力が得られており、写真を添えたお礼状を送付する等して、継続的な地域との交流を図っています。小学校高学年以上は、近所の店に1人で買い物に出かけることができ、また、学校の友人が遊びに来ることができる等、個々の子どものニーズに对应しています。地域との交流に積極的に取り組んでいますが、地域との関わり方についての基本的な考え方が文書化されていません。</p> <p>事業計画などに、地域との関わり方についての基本的な考え方を明示することが期待されます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを作成し、子どもの生活の充実を図るため、大学生の遊び相手や学習ボランティアを積極的に受け入れています。大学のサークルに出向いて施設の養育方針を説明したり、ボランティア活動の振り返り研修を行うこともあります。マニュアルには、ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化していますが、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は明示されていません。</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルには、地域の学校教育への協力についての基本姿勢が明文化されていませんでした。施設長は日頃から地域の学校教育への協力を率先して取り組んでおられるので、その方針をマニュアル等に明文化することが期待されます。また、ボランティア受け入れマニュアルには、ボランティアの配置（活動内容）や子どもやボランティアへの事前説明の内容、実施状況の記録等の項目も盛り込むことが期待されます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの状況に対応できる社会資源を個々に把握し、フロア会議で職員間の情報共有が図られています。子どもが通う小・中学校、児童相談所等との連絡会を定期的で開催し、入所児童についての情報交換を行って教育・養育の視点の共有化を図り、連携して問題解決にあたっています。また、退所後も定期的に近況を把握し、必要に応じて地域の社会資源を活用して支援する体制がありますが、具体的なネットワーク化には至っていません。</p> <p>関係機関以外の地域の社会資源についても広く情報収集し、リスト化されることを期待します。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>児童家庭支援センターを運営し、子育て相談やトワイライトステイ事業に取り組むとともに、地域の親子の遊び場として施設アリーナを開放しています。また、法人では、子ども食堂の運営や夏休み等に小学生を対象としたパワーアップ教室を開催する等、能動的な福祉ニーズの把握に取り組んでいます。また、施設長は行政の各種委員や学校評議員等に就任し、地域の子育てをめぐる現状と課題の把握に努めています。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域で子育てに悩む親や、心配事を抱えている子どもが相談できる場所として、児童家庭支援センターを併設しています。誰でも遊べる場所として施設のアリーナを開放しているほか、緊急時に子どもを預かるトワイライト事業に取り組んでいます。また、子どもの貧困等の社会問題に対して、法人で子ども食堂を運営しているほか、パワーアップ教室という地域の子ども体験教室を開催しています。施設長は、学校の講師や講演依頼に応じ、養育・支援に関する情報を地域に還元する取り組みを積極的に行っています。園の祭りは、地域住民との交流の機会となっています。</p> <p>行政のHPで確認したところ、児童・母子父子を対象とした、弘前市の福祉避難所となっているようでした。このことを認識され、災害時の行政との連携・協力に対する事項を確認しておかれることが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援の姿勢を基本理念や基本方針に明示し、事業計画に掲載しています。事業計画の冒頭には全国児童養護施設協議会の倫理綱領を掲載し、子どもを尊重する養育・支援の指針として年度初めの職員会議等で確認しています。事業計画には、「子どもとの関わりで大切にすること」として、子どもに対応する際の態度や言葉かけの方法を具体的に明記して子どもに寄り添った養育・支援の基礎としていますが、個々の支援の標準的な実施方法は明示されていません。県の施設長会が作成した「より適切な対応を目指すガイドブック」を活用した内部研修を行い、不適切な関りがないよう職員への周知を図るとともに、定期的にチェックする体制があります。</p> <p>「倫理綱領」や「子どもとの関わりで大切にすること」を基礎として、日々の養育・支援（食事や入浴、洗濯、掃除等）に反映していることと思います。日々の取り組みを明文化することによって、新任職員への研修資料にもなることと思いますので、実践されていることを基に、養育・支援の標準的な実施方法の作成を検討されてはいかがでしょうか。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>中学生以上には個室を用意し、各自で鍵を管理し、緊急時以外は無断で入室しないようにしています。小学生は二人部屋ですが、プライベート空間は確保されています。プライバシーに配慮し、中学生以上は一人ずつ入浴しています。手紙や荷物等は、子どもの了解を得て確認しています。入所時に子どもや保護者に対して、プライバシー保護に関する説明を行い、子どもには年度初めやホームルームで継続的に周知しています。「倫理綱領」に基づいて、プライバシーに配慮した養育・支援を行っていますが、プライバシー保護についての姿勢等を明記したマニュアルの策定には至っていません。</p> <p>職員間で子どもの日常生活におけるプライバシーの保護についての共通理解を図るためにも、現在実践しているプライバシーに配慮した養育・支援の内容をマニュアル化することが期待されます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者に向けて、写真やイラストを用いた分かりやすいパンフレットや生活の手引きを作成しています。入所予定の子どもや保護者には、子どもの担当となる職員が施設での暮らしをイメージしやすいように施設内部の写真を見せる等、個別に丁寧に説明して見学にも対応しています。ホームページをリニューアルし、施設の季節行事等の写真を掲載して親しみやすい内容としているほか、パンフレットも最新の情報を盛り込んだ内容となっています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>入所予定の子どもや保護者のもとに、子どもの担当となる職員が出向き、施設での暮らしをイメージしやすいように生活場面の写真を見せる等して丁寧に説明しています。入所受入手順を作成し、受入れの流れやチェック項目を定め、共通した対応ができるよう取り組まれており、保護者からの同意を得ています。意思決定が困難な子どもや保護者には、児童相談所と協議して対応していますが、施設としての配慮を定めたものではありません。</p> <p>入所受入手順に、保護者に説明する内容のチェックリスト（権利擁護やプライバシー保護、苦情解決の体制など）や同意を得る書類のチェックリストを加えてはいかがでしょうか。意思決定が困難な子どもや保護者への配慮については、個別の事情があり、ルール化は難しいことと思いますが、現状実践していることについて、入所受入手順に明記されてはどうか。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行にあたり、児童相談所と協議した上で、子どもへの養育・支援の継続性が損なわれないよう配慮しています。退所後の相談・支援体制の手順を作成し、退所後は、施設のスマートフォンの番号、メールアドレス、ライン ID を教え、いつでも相談できることを伝えていますが、その内容を記載した文書は配布されていません。また、社会的養護自立支援事業の専門職員を配置し、退所後も支援が必要な子どもに対して、月 1 回以上の近況確認を行う等、支援が途切れないよう取り組んでいます。</p> <p>退所児童の引継ぎ文書のマニュアルに、引き継ぎの手順や養育・支援の要点等の引継ぎ内容を盛り込むことが期待されます。また、退所時に、その後の相談方法や連絡先を伝えていますが、その内容を記載した文書を配布（メール等でも）することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、子どもの気持ちを尊重したうえで、子どもの表出する感情や言動を受け止めようと子どもと向き合っています。子どもの満足度は、アンケートや施設長との面談、意見箱の設置、年度末のフロア毎の話し合い等を通して定期的に把握しています。把握した子どもの意向は、運営会議や職員会議、フロアのホームルーム等で検討され、可能な限り生活に反映させています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決規程を作成し、苦情解決体制を整備しています。苦情解決の仕組みは、入所時に子どもや保護者に説明し、玄関前にも掲示しています。施設内に意見箱を設置し、子どもが意見を言いやすい環境を整備しています。意見箱に寄せられた要望や意見に対しては、施設長がコメントを添えてフィードバックし、可能な限り改善につなげています。保護者から寄せられた苦情内容や対応結果は、事業報告書に掲載されていますが、苦情解決の仕組みや苦情内容に関する対応・解決結果について、ホームページでの公開には至っていません。</p> <p>保護者が苦情を申し出しやすいように、苦情解決の仕組みや窓口をホームページや園だよりに掲載することが望まれます。また、苦情内容に関する対応・解決結果について、プライバシーに配慮した上で施設のホームページで公開することが望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>入所時に子どもに渡す生活の手引きに、園の生活で困った時には、様々な人（職員、家族、児童相談所、学校の先生等）に相談できることを明記して説明していますが、具体的な相談先や相談方法は明記されていません。フロア毎にホームルームを開催したり、施設長との面談、意見箱の設置等により、意見を述べやすい環境を整備しています。保護者には苦情解決の体制を説明し、玄関にも掲示しています。</p> <p>子どもが相談したいときに、外部の相談機関の連絡先がわかるよう、生活の手引きに、外部の相談機関の電話番号などを掲載したり、ミニレターの活用方法等を掲載してはどうでしょうか。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>職員は、日頃から子どもの話に耳を傾け、行動や態度からも気持ちを察するよう努めています。意見箱の設置やアンケートの実施、施設長との面談等を通して、子どもの意見を積極的に把握するよう取り組んでいます。意見箱に寄せられた意見には、速やかに施設長からのコメントを添えてフィードバックしています。子どもの意見に基づいて、Wi-Fiの使用や高校生の衣類費の増額、共用スペースへのエアコンの設置、食事メニューの改善がなされていますが、子どもからの相談や意見を受けた際の対応方法について定めたマニュアルの策定には至っていません。</p> <p>子どもへの意見や要望を把握する仕組みや対応について、現に取り組んでいることを基にマニュアル化することが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長をリスクマネジメントの責任者とし、主任や各部門のリーダーで構成する運営委員会において事故要因の分析や対策等を検討していますが、専門の委員会の設置には至っていません。リスクマネジメント要綱を作成し、不審者、乳幼児突然死症候群、救急対応の手順を定めて園内研修や職員会議で職員に周知しています。また、法人全体でヒヤリハットを収集し、法人内のメールで情報共有を図っています。施設内の危険個所のチェックを定期的に行うとともに、子ども同士の関係性にも注意を払い、SHEL モデルによる分析を取り入れて職員間で情報共有し、リスクの未然防止に努めています。</p> <p>リスクマネジメントについては、施設長の元、実務を行う体制になっていますが、リスクマネジメント委員会を設置して体制をより明確にするとともに、リスクマネジメント要綱の充実を図ることが期待されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長を感染症対策の責任者とし、看護職員が子どもの健康管理や感染症の予防に関する保健衛生計画を作成し、対応にあたっています。感染症予防マニュアルを作成し、園内研修において職員に周知しています。マニュアルには、感染症の予防策と発生した場合の適切な対応、関係機関の連絡先を明記しています。また、新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を盛り込んだ内容に改訂しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>非常災害対策マニュアルを作成し、災害時の指揮系統、役割分担、職員の参集基準等を定めています。また、防災計画に基づいて毎月防災訓練を行っています。災害発生時の子どもと職員の安否確認は、緊急連絡網で確認する体制があり、職員に周知しています。災害時に備えて、1週間分の食品と発電機、毛布等を備蓄するとともに、公用車には避難袋を積載し、防災・防犯・食料備蓄委員会で毎年9月1日に備蓄リストを点検しています。立地条件から予想される災害の危険性を把握していますが、災害発生時においても養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）の策定には至っていません。</p> <p>年齢層に幅のある子どもたちの安否確認の方法が明確になっていないようなので、様々な災害場面を想定し、一定のルールを定めておくことが期待されます。また、災害が事業に及ぼす影響を最小限に抑えるための事業継続計画（BCP）を定め、必要な対策・訓練を行うことが期待されます。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>「倫理綱領」と事業計画に掲載している「子どもとの関わりで大切にすること」を反映した各部門毎の事業計画を作成しています。また、より適切な養育についての園内研修を行っているほか、OJT や新人研修にも取り組んでいます。施設長や主任、フロアリーダーが、子どもや職員の様子に目を配り、適切な養育・支援が行われているか確認する体制があります。生活場面における標準的な実施方法については、職員間で一定の理解のもと実施されていますが、マニュアルとして文書化はしていません。</p> <p>日常の生活場面において、職員が行う基礎となる部分を共有化し、職員の違いによって生じる差異を極力なくすものとして、現在ルール化している取組や日課として実施している業務手順等を文書化してはいかがでしょうか。また、業務手順には、子どもの尊重や権利擁護、プライバシーの尊重についても盛り込むことが期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法は文書化されていませんが、子どもから寄せられた意見や職員の気づき等から、日頃の取組や各種マニュアルについて、フロア会議や運営会議で検討し、見直しする体制があります。また、自立支援計画の作成手順が定められており、子どもや保護者の意向を確認した上で作成し、自立支援目標達成に向けて、各部門ごとの計画に反映させる体制があります。</p> <p>養育・支援の標準的な実施方法を文書化し、検証・見直しに関する時期や見直しの方法を定め、定期的実施することが期待されます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所の援助指針を踏まえて、子どもの状態をアセスメントし、個別のニーズについてフロア支援会議において検討しています。自立支援計画作成手順を作成し、子どもや保護者の意向を確認した上で、担当職員が計画を作成し、他部門の職員との検討を経て運営会議で承認を得る体制を整備しています。支援困難ケースに対応する個別対応職員を配置し、子どもの話を個別に聞く時間や行動をともにする時間を設け、精神的な安定を図るとともに、担当職員と連携して子どもとの関係調整に取り組んでいます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>支援の記録を作成し、月1回のフロア会議において、子どもの状況確認と支援の方向性について、他部門の職員を交えて協議しています。自立支援計画作成手順に基づいて、半年に1回支援目標の達成状況を確認し、見直しを行う体制があり、変更や追加を行う必要がある場合の仕組みを整備しています。見直しされた自立支援計画は、パソコンのネットワークシステムで職員が共有しています。</p>		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設が定めた様式で日々記録がなされており、計画に基づく支援が実施されているか確認することができます。記録の内容は、パソコンのネットワークシステムで情報共有が図られ、記録の仕方や表現等に問題があればリーダーや主任から随時指導を行うほか、新人研修においても記録の書き方の研修を行っています。日々の朝会や引継ぎ時には子どもの状況や留意すべきことが共有され、月1回のフロア会議や職員会議で、他部門の職員との情報共有がなされています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>法人で文書取扱要領・保存要領、情報管理規程を作成し、理事長を情報管理責任者、施設長を情報管理者とする管理体制を整備しています。規程には、情報の管理や廃棄、提供、教育に関する事項を定めているほか、施設独自にソーシャルメディアガイドラインを定め、情報発信の責任と漏洩に対する対策を定めています。個人記録は職員室の施錠できる書棚に保管されており、電子データについてはパソコン持ち出しやUSBの使用を禁止しています。記録の管理については、園内研修や職員会議で周知が図られています。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>「倫理綱領」や「より適切な対応をめざすためのガイドブック」を基にした、子どもの権利擁護に向けた養育・支援について事業計画に明示するとともに、園内研修や職員会議において職員への理解が図られています。また、「より適切な養育」に関する委員会を設置し、職員が具体的に検討する機会を設けるとともに、体罰禁止手順を作成し、職員同士が互いにチェック機能を果たせる体制を整備しています。子ども向けの生活の手引きには、子どもが安心して生活できることや思想・信教の自由が保障されていることを明記しています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが自他の権利について理解できるよう、外部講師によるCAPプログラムの研修を年齢別に実施し、職員も研修に参加しています。幼児には紙芝居等で学習機会を設けています。子ども向けの生活の手引きに、守られる権利について分かりやすく明記するとともに、児童相談所から配布される権利ノートやミニレターの活用方法について、子どもに説明をしています。</p>		

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、生い立ちを告知することの大切さを理解し、子どもの発達状況を見極めながら、生い立ちや家族の状況を受け入れられるかどうかを話し合い、児童相談所と協議の上で告知しています。伝え方や伝える内容については、フロア会議等で共有し、告知後は、子どもの様子に配慮しています。施設に入所してからの成長の記録として、子ども一人ひとりの写真をアルバムに整理し、時には一緒にアルバムを見て成長を振り返ったり、子どもが見たいときに見られるよう管理しています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルを作成し、禁止行為と予防のための取り組み、発生時の報告体制、再発防止に向けた検証等について定めています。不適切な対応を防止するための園内研修を行い、職員が互いに監視役となり、不適切な対応を目撃した場合は、ためらわずに報告することを確認しています。就業規程には、不適切な対応の禁止と処分について規定しています。子ども間の性的問題を放置することも虐待とし、子ども同士の関係にも目を配っています。子どもが自分自身を守るための知識を学習する機会として、外部講師によるCAP研修を導入しています。また、子どもが自ら訴えることができるよう、入所時に生活の手引きで説明し、入所後は施設長との面談、意見箱の設置などにより表明できる機会を設けています。また、第三者の目として実習生やボランティアなどを積極的に受け入れ、何か気になることはなかったか施設長が確認するようにしています。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>フロア毎に子どもたちと職員とのホームルームを行い、日常生活や共用スペースのルール、行事について共に考える機会を設けています。余暇の過ごし方については子どもの希望を取り入れ、これまでに、そろばん、卓球クラブ、ダンス等の習い事を経験させています。また、買いたい物がある場合は、小学校高学年以上は近所の店に自由に出かけることができるようにしています。小遣いは、毎月決まった額を渡し、金銭感覚が身につくよう小遣い帳を記入してもらっています。小学生以下の小遣いは、担当職員が管理していますが、中高生は自身で小遣いを管理し、自立に向けて経済観念が身につくよう支援しています。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所予定の子どもがいる場合は、一時保護所等に事前に担当予定の職員が会いに行き、施設での暮らしについて写真等を見せて分かりやすく説明して不安を軽減するほか、好きな色やキャラクターを聞いて、備品等を準備しています。また、子どもがこれまで築いてきた人間関係を可能な限り継続できるよう、通学が可能な距離であれば転校せず、これまでの学校に通学できるよう支援しているケースもあります。家庭復帰や施設変更の際は、退所後いつでも相談できることを伝え、電話で様子を聞く等して子どもの状況把握に努めています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>進学、就職等により退所する子どもに対して、早い段階から進路について相談するとともに、退所後の生活を見据えて権利意識や経済観念、性についての学習に取り組んでいます。また、高校生を対象に施設から社会に出る人に向けた「一人暮らしハンドブック」を配布して勉強会を行ったり、別棟で一人暮らし体験を行っています。自立支援担当職員を配置し、退所後も施設に相談できることを伝え、施設のスマートフォンの番号やメールアドレス、ラインIDを交換し、関係機関とも連携して退所後の支援に取り組む体制を整備しています。施設の創立記念日の行事に退所者を招待し、入所児が先輩から話を聞く機会を設けています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画に明示している「子どもとの関りで大切にすること」を念頭に置き、子どもたちを受け止め、安心感を与えるような関りを大切にしています。成育歴から子どもの発言の言外の意味や行動の背景にあることへの理解に重点を置き、必要に応じて施設長や主任、心理療養担当職員の助言により子どもと担当職員が向き合うことで信頼関係の構築に努めています。利用者アンケートからも、子どもたち自身が認められていると感じ、信頼が芽生えていることが感じられます。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと職員との関係性を重視して、原則として子どもの退所まで担当制とし、日常生活における基本的欲求の充足を図っています。フロア毎に職員と子どもたちとのホームルームを行って生活上のルールについて話し合う機会を設け、共用スペースの使い方やテレビの時間等、可能な限り子どもたちの意見を尊重するようにしています。フロア毎に裁量権を有し、小学校高学年以上は、近所の商店に1人で買い物に行ける等、子どもの要求に柔軟に対応する体制があります。誕生日には、担当者子どもが個別に触れ合う時間を確保し、手作りケーキでお祝いをしています。夜はフロアごとに夜勤者を配置して子どもの安心感に配慮しています。</p>		

A19	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子どもが自ら判断し行動することを保障して いる。	a
<p><コメント></p> <p>洗濯や掃除等、一般家庭で保護者が行っていることを職員が行うことで、子どもに安心感をもたらすように支援しています。子どもが自ら手伝いを申し出たときは一緒に取り組み、子どもの行いを褒めたり励ましたりして自己肯定感を高められるように支援しています。不登校や高校を中退した子どもには、生活スキルの向上を図り、自らの意思で人生を選択できるよう支援しています。朝夕の忙しい時間帯には、学生アルバイトを配置し、職員が子どもとのコミュニケーションをとれるような体制を整備しています。</p>		
A20	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>幼児は年少から幼稚園に通園させています。施設内には、子どもの要望も聞いて発達に応じた図書やおもちゃ等を整備していますが、年齢や課題に応じた適切な遊びへの取り組みは十分ではありません。アリーナでの運動は、子どもの希望により夜間の開放にも応じています。子どものニーズに応えられない場合は、ホームルームで理由を説明しています。また、定期的に学校との連絡会を開催し、子どもたちの学びや遊びに関する情報交換を行っています。大学生の遊びのボランティアや学習ボランティアを積極的に受け入れ、子どもの遊びと学びを保障しています。</p> <p>年齢や発達の状況等に応じた遊びが、適切なプログラムに基づいたものとなるよう検討されてはいかがでしょうか。</p>		
A21	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>洗濯や掃除、食事の生活環境の整備や学校への提出物の準備等、日常生活の中で職員が大人モデルとして模範となる態度や振る舞いを見せ、一緒にやり、褒めて認め、間違った行為は叱ることによって社会常識や規範が学べるように取り組んでいます。また、フロア毎のホームルームで快適に過ごすための生活ルールについて子どもと一緒に考えています。外食や施設行事、地域の祭りへの参加等により、社会性を習得する機会を設けています。生活指導目標に「健康な体をつくる」ことを掲げ、規則正しい生活習慣が身につくよう、担当職員や看護職員と連携して支援しています。施設内でのWi-Fiの使用にあたり、SNSやインターネットの知識の習得支援は十分ではありません。</p> <p>Wi-Fiの使用を契機とし、発達の状況に応じたSNSやインターネットの知識が身につくような支援が期待されます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A22	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>ごはんの茶碗は、子どもたちが自分で選んだ陶器の茶碗を使用し、食堂で職員と会話をしながら楽しい雰囲気の中で食事をしています。フロア毎にもキッチンが整備され、部活動等で帰りが遅くなる子どもの食事は温め直す等、提供に配慮されています。嗜好調査や残食調査が行われ、子どもたちからのメニューのリクエストにも柔軟に応じています。また、キャンプや調理実習を通して基礎的な調理技術を体験する機会を設けています。本体施設がユニット化になった際は、さらに家庭的な雰囲気の中で、子どもと一緒に配膳や調理をしたり、時には買い物を手伝って、材料の選び方を学ぶ機会を設けることが期待されます。</p>		

A-2-(3) 衣生活		
A23	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>洗濯物は職員が各居室に干し、洗濯物たたみ、アイロンかけ、衣類の整理等を行っています。衣類は、一人ひとりの衣装ケースに保管し、子ども自身で衣類の管理ができるようにしています。衣類は、職員と子どもと一緒に買いに行き、季節に合った好みの衣類を選択し、購入できるように支援しています。また、高校生の希望により、インターネットや好みの店舗で衣類を買うことも支援しており、その分のお小遣いを増額して対応しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A24	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの生活環境を整えることで、子どもに安心感を与えられるよう、職員が施設内と各居室の掃除をしています。職員が家事をする姿を見せることで、子どもの整理整頓の習慣が身につくようにしています。本体施設の定員を減らして小規模化を図るとともに、地域に小規模児童養護施設を開設し、小規模グループで養育を行う環境づくりに配慮しています。中学生以上は個室、小学生は2人部屋ですが、個人の空間は確保されています。衣類や日用品は個人所有とし、個別に管理されています。破損個所については、修繕委員会を設置して必要な修繕を行っています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A25	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども日々の健康状態を確認し、嘱託医による年2回の内科・歯科健診のほか、幼児は3歳児・5歳児健診を受診して健康管理を行っています。個別の既往歴や疾患を把握し、必要に応じて専門医や嘱託医を受診し、服薬が必要な場合は、服薬管理マニュアルに基づいて看護師が管理しています。感染症や服薬についての園内研修を定期的に行い、職員間で理解を深めています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A26	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>男女別にフロアを分けて養育・支援し、夜間にフロアを移動しないよう注意し、中学生以上は一人ずつ入浴しています。また、異性の友人が遊びに来た場合は1階のロビーで、同性の友人の場合は各フロアの共有スペースで過ごさせ、健全な他者との付き合いができるよう配慮しています。子どもから性の相談を受けた場合は、タブー視せず、正しい知識が得られるよう支援しています。年1回、外部講師によるCAPプログラムを発達段階別を実施し、性暴力等から自分自身を守る方法や子どもの権利についての学習機会を設け、職員も一緒に学んでいます。性・生教育委員会を設置し、性についての正しい知識や理解が得られるような年齢別の教材を準備していますが、まだ十分な活用には至っていません。</p> <p>性教育についての重要性を十分認識されているため、準備された性教育の教材を活用し、命の教育の一環としての性教育となるような取り組みが期待されます。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A27	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの不適応行動等の背景にある感情を理解するよう努め、行動を振り返り、どうすれば良かったのか子どもと一緒に考え、適切なコミュニケーションがとれるよう個別に支援しています。問題行動等対応マニュアルを作成し、問題行動が発生した場合の対応について定めていますが、周囲の子どもへの配慮が十分とはいえません。フロア毎に支援検討会議を開催し、不適切な行動をとる子どもの要因や対応について検討し、問題行動に対して適切な援助ができるよう情報共有しています。暴言等を受けた職員に対して、施設長や主任が相談役となり支援しています。問題行動を起こす子どもについては、医療機関や児童相談所、警察等と連携した支援に取り組んでいます。</p> <p>利用者アンケートでは、利用児童の問題行動や言葉などによって、施設が安心・安全な場所であると感じていない子どもが少なからずいるようでした。行動に問題のある子どもへの対応だけでなく、周囲の子どもへも安心感を与えられるような配慮について検討され、マニュアルに明示することが期待されます。</p>		
A28	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の忙しい時間帯にアルバイトを配置し、子どもへの支援と見守りが行き届くような体制を整備するとともに、定期的に施設内の危険個所を巡回点検して対策を講じています。常に子ども同士の関係性に目を配り、支配、被支配の関係に陥る前に職員が介入して防いでいます。子どもから職員に向けられた暴言等には、他の職員が諫めたり、施設長から注意する等、職員が一丸となって対応しています。課題のある子どもへの対応は、支援検討会議で協議して個別援助を行い、必要に応じて児童相談所や警察等の協力を得ています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A29	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>心理的ケアを必要としている子どもには、自立支援計画に基づいて、心理支援プログラムを策定しています。心理療法を担当する有資格者を配置し、相談室での個別心理療法や生活場面面接等を通して心理的な支援に取り組んでいます。心理療法担当職員は、フロア会議や職員会議に出席し、心理的ケアが必要な子どもへの対応について助言する等して職員間の連携を図っています。また、施設長、主任、基幹的職員が各会議や職員との個別面談を通して支援的な機能を果たしていますが、職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制には至っていません。心理的ケアが必要な子どもの保護者に対しては、児童相談所と連携した支援を行っています。</p> <p>心理療法担当職員を含め、直接処遇に携わる職員が外部の専門家へ相談できる機会を持つことが期待されます。</p>		

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A30	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学習時間を日課として設け、各居室に勉強机を設置して学習環境を整備しています。また、担当職員が、学校への宿題等の提出物の確認をしています。学校との定期的な連絡会を開催して個々の子どもの状況を把握するとともに、大学生の学習ボランティアや地域の塾を活用し、基礎学力の回復や受験などに対応した学習支援に取り組んでいます。学校の長期休みには、施設内に寺子屋を開設し、冷房のある部屋を勉強部屋として開放する等して職員が学習に付き添っています。障害のある子どもには、特別支援学級への通学を支援しています。</p>		
A31	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>進路の決定については、個々の学力や希望に沿った進路選択ができるよう、その進路の先にある生活の見通し等を含めた情報を提供し、学校や保護者、児童相談所等と連携した支援を行っています。経済的な理由で進学を断念することのないよう、奨学金や法人の修学基金の情報を子どもたちに伝えています。社会的養護自立支援に取り組んでおり、高校を中退した子どもには、就労支援をしながら施設入所を継続させて就職につなげたり、就学中の子どもの20歳までの措置延長をした事例があります。また、退所後も22歳まで仕事探しの支援をした事例がある等、一人ひとりの子どもに対する自立に向けた支援が行われています。就職や進学が決まった子どもでも、自立した生活を送ることは容易ではないことを踏まえ、措置延長の最大限の活用等、引き続き更なる取り組みを期待します。</p>		
A32	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>高校生にはアルバイトを奨励し、ハローワークでアルバイト探しを一緒にして、自立に向けた社会経験を積む機会にしています。職場実習や職場体験は学校のカリキュラムを活用しており、施設側での開拓には取り組んでいません。</p> <p>体験先やアルバイト先の開拓として、同一法人で運営している福祉施設や系列病院、取引業者や支援してくださっている業者等の協力を得ながら、職場体験やアルバイトの機会が持てるよう働きかけをしてみたいかがでしょうか。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A33	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を2名配置し、家族に支援方針を説明をするとともに、相談にも応じています。担当職員と連携しながらこまめに家族と連絡をとって子どもの生活の状況等を伝え、家族との信頼関係の構築を図っています。面会や外出、一時帰宅等を取り入れ、家族と子どもの関係調整を図っています。外出や一時帰宅の際は、不適切な関わりがなかったか、帰宅後に子どもから話を聞いたり、子どもの様子に目を配るとともに、学校にも連絡して様子を見守ってもらっています。子どもの通う学校の運動会や参観日等の行事を家族に電話で知らせ、参加を促しています。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A34	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心とした家庭支援に取り組んでおり、子どもにとってどのような家族再統合のかたちが最善なのかを考えた支援に取り組んでいます。フロア会議や職員会議において、親子関係の再構築に向けた支援方針の共有が図られています。児童相談所と連携して保護者の生活状況の把握を行い、面会や外出、家庭訪問、一時帰宅などのステップを踏みながら家庭復帰等を支援しています。</p>		